

区行政改革の 実行計画書

第3期（2011年度～2013年度）

～区役所は、快適な窓口サービスの提供と地域の課題を
自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点をめざします～

2011（平成23）年3月

川崎市

は じ め に

地方分権改革が進展する中、少子・高齢社会の到来や厳しい経済情勢などを背景に、地方自治体には、より豊かな市民生活を継続的に支えていくため、自己決定・自己責任の原則を基本とした地域社会の確かな枠組みを構築し、的確に対応していくことが求められています。

本市では、2004（平成16）年12月に告示された「川崎市基本構想」において、基本政策の一つに「参加と協働による市民自治のまちづくり」を掲げ、便利で快適な区役所サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供をめざすとともに、区役所を地域の課題を発見し解決する市民協働拠点として整備するとしています。

2005（平成17）年4月には、「川崎市自治基本条例」を施行し、自治の基本理念として市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを掲げました。この基本理念を具現化するため、自治基本条例では、市民に身近な区役所を、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけ、そのために必要な区役所の組織・機能等の整備や区民会議の設置・運営などを進めるとしています。

こうした基本構想や自治基本条例の考え方を踏まえ、「川崎再生フロンティアプラン実行計画」及び「行財政改革プラン」に基づき、特に区行政改革に関わる施策及び事業を計画的に推進するため、「区行政改革の実行計画」を取りまとめました。

2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの第1期計画期間に続き、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度までの第2期計画期間においては、こども支援室や道路公園センターの設置など組織・機能等の整備や区民会議の運営、住民票等証明書の交付時間の拡充などに取り組んできたところです。

2011（平成23）年度から、「川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画」及び「新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）」に基づく、新たな3年間の計画期間がスタートします。区行政改革の第3期の計画期間では、これまで整備を進めてきた枠組みの活用により、この実行計画書に示した施策及び事業を着実に進めるとともに、区行政改革のより一層の推進を図ります。

2011（平成23）年3月

川 崎 市

目 次

1 区行政改革の基本的な考え方	1
(1) めざすべき区役所像	1
(2) 区行政改革の着実な推進	2
2 区行政改革の具体的な取組	3
(1) 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所	3
(2) 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所	10
(3) 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所	14
(4) 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所	19
3 区計画	23
(1) 川崎区	25
(2) 幸 区	47
(3) 中原区	63
(4) 高津区	81
(5) 宮前区	97
(6) 多摩区	115
(7) 麻生区	133
4 資料編	153
区行政改革のこれまでの歩み	154
川崎市基本構想（抄）	156
川崎市自治基本条例	160
川崎市市民会議条例	165
川崎市市民会議条例施行規則	167
川崎市における総合行政の推進に関する規則	168
川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱	172
区役所サービス向上指針（抜粋）	173
川崎市地域課題対応事業実施要綱	177

●東北地方太平洋沖地震の影響による計画の変更

「第3期 区行政改革の実行計画」は、「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」及び「新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）」に基づき、区行政改革に関わる施策及び事業を取りまとめたものです。

このたび発生した東北地方太平洋沖地震は、市民生活にも多大な影響を及ぼしているため、「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」については、今後、市民の安全安心の確保に向けた取組の充実を図るとともに、計画に位置付けた施策・事業についても、財政的な影響などを踏まえて、必要に応じた見直しを行います。

したがって、「第3期 区行政改革の実行計画」についても、「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」の見直しが行われた場合には、その方向に合わせた見直しを行いながら、区行政改革の推進を図ります。